

第十号様式の四中「(第12条の4関係)」を「(第12条の7関係)」とし、「第34条の3第3項」を「第34条の4第3項」と改め、同様式を第十号様式の七とし、第十号様式の三中「(第12条の3関係)」を「(第12条の6関係)」とし、「第34条の3第2項」を「第34条の4第2項」と改め、同様式を第十号様式の六とし、第十号様式の二中「(第12条の2関係)」を「(第12条の5関係)」とし、「第34条の3第1項」を「第34条の4第1項」と改め、同様式を第十号様式の五とし、第十号様式の次に次の三様式を加える。

第10号様式の2（第12条の2関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名 印
〔法人にあつては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

障害児通所支援事業・障害児相談支援事業開始届

次のとおり障害児通所支援事業・障害児相談支援事業を開始したいので、児童福祉法第34条の3第2項の規定により届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 条例、定款その他の基本約款
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名
- 5 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 6 事業開始の予定年月日

注 次の書類を添付すること。

- 1 収支予算書
- 2 事業計画書
- 3 主な職員の履歴書
- 4 運営規程

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

障害児通所支援事業・障害児相談支援事業変更届

次のとおり障害児通所支援事業・障害児相談支援事業について届け出た事項を変更したので、児童福祉法第34条の3第3項の規定により届け出ます。

1 変更する事項

(1) 変更前

(2) 変更後

2 変更の年月日

3 変更の理由

備考 変更の日から1月以内に届け出てください。

第10号様式の4（第12条の4関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名 印
〔法人にあつては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

障害児通所支援事業・障害児相談支援事業廃止（休止）届

次のとおり障害児通所支援事業・障害児相談支援事業を廃止（休止）したいので、児童福祉法第34条の3第4項の規定により届け出ます。

- 1 廃止・休止しようとする年月日
- 2 廃止・休止の理由
- 3 現に便宜を受け又は通所している者に対する措置
- 4 休止の場合は、休止の予定期間

附則

- (施行期日)
- この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
(経過措置)
 - この規則の施行の際現にこの規則による改正前山梨県児童福祉法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県県税条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

山梨県規則第二十号

山梨県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

山梨県障害者自立支援法施行細則(平成十八年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「又は相談支援事業所」を削り、「同条第二項の規定による届出」を「同条第三項の規定による届出並びに法第五十一条の二十五第一項の規定による届出(指定一般相談支援事業所の名称、所在地等の変更に係るものに限る。)」に改め、同条第一号の二中「又は指定相談支援」及び「廃止、休止又は」を削り、「限る。」の下に「同条第二項の規定による届出並びに法第五十一条の二十五第一項の規定による届出(指定一般相談支援の事業の再開に係るものに限る。)」及び同条第二項の規定による届出」を加える。

第二条中「指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定相談支援事業所変更届出書」や「指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業所変更届出書」を「第46条」や「第46条第1項又は第51条の25第1項」に改める。

第三条の二中「指定障害福祉サービス事業・指定相談支援事業廃止・休止・再開届出書」や「指定障害福祉サービス事業・指定一般相談支援事業廃止・休止・再開届出書」を「第46条第1項」や「第46条第1項及び第2項並びに第51条の25第1項及び第2項」を「廃止・休止・再開をする」や「廃止・休止をする事業所又は再開をした」を「廃止・休止・再開をした」や「廃止・休止をする年月日又は再開をした」を「休止・廃止をした」や「休止・廃止をする」を「2 廃止・休止・再開の日から10日以内に届け出ること。」と改める。

- 再開の場合は、当該再開の日から10日以内
- 廃止・休止の場合は、当該廃止・休止の日

内に届け出ること。に改める。
の1月前までに届け出ること。」

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十一号

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則(平成二十一年山梨県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の表山梨県立あさひワークホームの項を次のように改める。

山梨県立あさひワークホーム	<ol style="list-style-type: none"> 一条例第二条の生活介護を行う事業 一条例第二条の短期入所を行う事業 一条例第一条の施設入所支援を行う事業 一条例第一条の就労移行支援を行う事業 一条例第一条の就労継続支援を行う事業 	<p>三八人</p> <p>合計四〇人 (第二号の事業に係る定員は、人を上限とす と改める。)</p> <p>合計四一人</p>
---------------	--	--

第三条の表に次の一項を加える。

山梨県立育精福祉センター 成人寮	<ol style="list-style-type: none"> 一条例第二条の生活介護を行う事業 一条例第一条の短期入所を行う事業 	<p>一〇五人</p> <p>九人</p>
------------------	--	-----------------------

三 入所資格	十八歳未満の知的障害児	に達する日の前日まで	伝染性疾患を有しないおおむね十八歳以上の知的障害者
--------	-------------	------------	---------------------------

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十四号

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和五十一年山梨県規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第四の一の2の(一)の表一・一 ジクロロエチレンの項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、別表第四の一の2の(一)の備考2中「当該検定方法の定量限界を」を「リットルにつき、カドミウム及びその化合物にあつては〇・〇一ミリグラムを、有機燐化合物にあつては〇・一ミリグラムを、アルキル水銀化合物にあつては〇・〇〇〇五ミリグラムをそれぞれ」に改め、同表の一の3の(一)の表一・一 ジクロロエチレンの項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山梨県規則第二十五号

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則
山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年山梨県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。
第一号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

山梨県知事

殿

申請者

住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量
		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※事務処理欄		

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	住 所

（法人である場合）

(ふりがな) 名称	住 所

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住 所

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株	出資の額	住所
(ふりがな) 氏名又は名称	保有する株式の数 又は出資の金額 割合		

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住所

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

注 次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
- 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図
- 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図
- 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

する書類

- 10 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 11 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては外国人登録証明書の写しとする。）
- 12 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
- 13 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- 14 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し
- 15 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記事項証明書
- 16 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

第六号様式を次のように改める。

第6号様式(第3条関係)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

山梨県知事

殿

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変更後	変更前
		m ³ /日()時間	m ³ /日()時間
		t/日()時間	t/日()時間
		m ³ /時間	m ³ /時間
	t/時間	t/時間	
	面積 m ²	面積 m ²	
	埋立容量 m ³	埋立容量 m ³	
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※許可の年月日		年 月 日	
※許可番号			
※事務処理欄			

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	住	所

（法人である場合）

(ふりがな) 名称	住	所

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住	所

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	保有する株式の数 又は出資の金額		住 所
	割 合		

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住 所

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理工程図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める環境省令（昭和46年総理府令第35号）第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

注 次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 1 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
- 2 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 3 省令第3条第2項各号に掲げる事項に係る変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
- 4 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 5 最終処分場以外の施設にあつては、処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図
- 6 変更後の当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 7 変更後の当該一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 8 省令第3条第5項第7号から第15号までに掲げる書類

第十五号様式を次のように改める。

第15号様式(第3条関係)

一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請書

年 月 日

山梨県知事

殿

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
譲受け若しくは借受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※ 譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※ 譲受け等の許可番号	
※ 事 務 処 理 欄	

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	住	所

(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住	所

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住	所

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住	所

発行済株式の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株	出資の額	住 所
(ふりがな) 氏名又は名称	発行する株式の数又は出資の金額		
	割 合		

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住 所

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

注 次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 2 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 3 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 4 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 5 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 6 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 7 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
- 8 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員住民票の写し）
- 9 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し
- 10 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記事項証明書
- 11 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

第十七号様式を次のように改める。

第17号様式(第3条関係)

相続届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者
住 所
氏 名
電話番号

印

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により届け出ます。

被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	
※事務処理欄	

法定代理人（相続人が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

(ふりがな) 氏 名	住 所

（法人である場合）

(ふりがな) 名 称	住 所

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住 所

政令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住 所

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

注 次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 被相続人との続柄を証する書類
- 2 住民票の写し
- 3 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 4 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 5 相続人が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員住民票の写し）
- 6 相続人に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県規則二十六号

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成十九年山梨県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「写し」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、代理権を証明する書面、登記事項証明書並びに役員の氏名及び住所を記載した書類）」を加える。

第七条第五号中「住所」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）」を加える。

第二号様式及び第三号様式中

ふりがな	法定代理人の氏名	生年月日
	法定代理人の氏名	

ふりがな	法定代理人の氏名 （法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	生年月日
	法定代理人（法人 にあつては、代表 者）の生年月日	

に改める。

第四号様式中「氏名及び住所」を「氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）」、「一時たし積行為」「一時堆積行為」、「最大たし積時」を「最大堆積時」と改める。

第14号様式（第17条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
 ふりがな
 氏名 印
 生年月日 年 月 日生
 （法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び生年月日）

土砂の埋立て等承継届出書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置	
	面積 (㎡)	
許可年月日及び許可番号		
承継年月日		
承継前の事業者	住所	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
承継の原因		
承継人が未成年者の場合		
法定代理人の住所		
ふりがな		
法定代理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
法定代理人（法人にあつては、その代表者）の生年月日		年 月 日生

役員（代表者を除く。）に関する事項（法定代理人が法人である場合に限る。）	役員住所	
	役職名	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生
承継人が法人の場合		
役員（代表者を除く。）に関する事項	役員住所	
	役職名	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生
株主又は出資をしている者に関する事項	株主等の住所	
	氏名	
	保有する株式の数又は出資の金額	
使用人に関する事項	使用人の住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生

注 株主又は出資をしている者に関する事項の欄は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者について記載すること。

第十五号様式中

ふりがな	住所	市
法定代理人の氏名		

ふりがな	
法定代理人の氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名)	
法定代理人(法人 にあつては、代表 者)の生年月日	年 月 日 生

に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十七号

山梨県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県卸売市場条例施行規則(昭和四十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「(その者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人)」を削り、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 申請者に法定代理人があるときは、次のイ又はロに掲げる法定代理人の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める書類

イ 個人 代理権を証明する書面、戸籍抄本及び履歴書

ロ 法人 代理権を証明する書面及び前項第二号に掲げる書類

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十八号

山梨県屋外広告物条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県屋外広告物条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

(山梨県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県屋外広告物条例施行規則(平成四年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域」を「及び第二種低層住居専用地域」に改める。

第五条第一号ハ中「区域」の下に「のうち知事が指定する区域」を加え、同号中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 条例第七条第一項第八号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域並びに景観地区及び伝統的建造物群保存地区のうち条例第六条

第一項第一号の規定により指定された区域

第五条第二号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 条例第七条第一項第三号に掲げる区域のうち商業地域を除く区域

第八条の次に次の二条を加える。

(広告物活用地区等の指定等の公告)

第八条の二 条例第七条の二第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 広告物活用地区の名称

二 広告物活用地区の区域(広告物活用地区の指定の廃止の場合を除く。)

三 広告物活用地区に適用される条例第七条第四項の基準の決定又は変更の案の概要(広告物活用地区の指定の廃止の場合を除く。)

四 広告物活用地区に適用される条例第七条第四項の基準の決定又は変更の案の縦覧場所(広告物活用地区の指定の廃止の場合を除く。)

2 前項の規定は、条例第七条の三第一項又は第二項の景観保全型広告規制地区の指定又は指定の変更若しくは廃止に係る公告について準用する。

(特例の許可の申請)

第八条の三 条例第七条の四第二項において準用する条例第七条第三項の申請書は、広告物等表示(設置)特例許可申請書(第一号様式の一)とする。

第十一条第一項中「禁止地域になった場合にあつては三年間、許可地域になった場合にあつては五年間」を「六年間」に改め、同条第二項中「禁止地域の区分に変更があつた場合にあつては三年間、許可地域の区分に変更があつた場合にあつては五年間」を「六年間」に改める。

(意見陳述の機会との付与の手続)

第十六条の二 条例第十四条の二第三項の規定による意見の陳述は、知事が口頭であることを認めるときを除き、陳述書の提出によるものとする。

2 知事は条例第十四条の二第三項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、同条第一項の規定による勧告を受けた者(次項及び第四項において「当事者」という。)に対し、書面により次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 公表しようとする内容及びその理由
- 二 陳述書の提出先及び提出期限(口頭により意見を述べる機会を与えるときには、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

3 前項の規定により通知を受けた当事者が口頭により意見を述べるときは、知事が指定する職員が聴取し、及びその陳述の要旨を記載した調査を作成するものとする。

4 第二項の規定により通知を受けた当事者が陳述書の提出期限までに陳述書を提出せず、又は出頭すべき日時及び場所に出頭しないときは、意見を述べる機会を放棄したものとみなす。

第二十条第一項第一号中「はり紙」を「貼紙」に改め、同項第二号中「はり紙」を「貼札」に改め、同条第三項中「者は、」の下に「建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者(第二十八条第一項第一号において「建築士」という。))及び」を加える。

第二十七条第一号中「六時間」を「三時間」に改め、同条第二号中「八時間」を「二時間」に改め、同条第三号中「四時間」を「二時間」に改める。

第二十八条第一項第一号中「建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者」を「建築士」に改める。

第三十三条の次に次の一条を加える。
(減額等の申請)

第三十四条 条例第四十三条第六項の規定による許可の申請に係る手数料の減額又は

免除を受けようとする者は、第八条の三の広告物等表示(設置)特例許可申請書と併せて広告物等表示(設置)許可申請手数料減免申請書(第二十一号様式)を知事に提出しなければならない。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一(第八条関係)

一 共通基準

イ 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること。

ロ 三百六十度にわたる弧を照らす灯火(以下「回転灯」という。)を使用していないこと。

ハ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

ニ 第一種許可地域内にあつては、表示の内容が変化しないこと。

ホ 第二種許可地域内にあつては、表示の内容が変化しないこと。ただし、都市計画法で規定する用途地域が指定された地域(以下「用途地域」という。)内において、自家用広告物(自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物等で自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示し、又は設置するものをいう。以下同じ。)であつて、表示面積の合計が〇・五平方メートル(両面に表示する場合にあつては、一・〇平方メートル)以内のものを、信号機の視認の妨げにならないと知事が認める方法により表示し、又は設置する場合は、この限りでない。

二 個別基準

イ 建築物を利用する広告物等に係る基準

- (1) 建築物を利用する広告物等に係る共通基準

区分	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
一 建築物を利用する広告物の当該建築物の外壁の面積の合計に対する割合	四分の一以下	三分の一以下	二分の一以下
二 同一方向から見た場合における鉛直投影面積の割合	建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合	建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合	建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合

(2) 自家用広告物に係る基準

計の当該建築物の鉛直投影面積に対する割合が十分の三以下であること。	計の当該建築物の鉛直投影面積に対する割合が二分の一以下であること。	計の当該建築物の鉛直投影面積に対する割合が十分の七以下であること。
-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

区分	第一種許可地域		第二種許可地域		第三種許可地域	
	高さ	表示面積	高さ	表示面積	高さ	表示面積
一 屋上に表示され、又は設置される広告物等	屋上から広告物等の上端までの高さが八メートル以下であること。	屋上から広告物等の上端までの高さが十メートル以下であること。	屋上から広告物等の上端までの高さが十六メートル以下であること。	広告物等が外壁の延長面から突出しないこと。	イ 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。 ロ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては四・五メートル以上、歩道にあつては二・五メートル以上であること。	イ 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。 ロ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては四・五メートル以上、歩道にあつては二・五メートル以上であること。
二 外壁から突出する広告物等	高さ	表示面積	高さ	表示面積	高さ	表示面積
その他	広告物等が外壁から突出する幅が一・五メートル以下であること。	一個につき一方の表示面積が五平方メートル以下であること。	広告物等が外壁から突出する幅が一・五メートル以下であること。	一個につき一方の表示面積が五平方メートル以下であること。	広告物等が外壁から突出する幅が一・五メートル以下であること。	一個につき一方の表示面積が五平方メートル以下であること。
三 外壁を利用する広告物等（懸垂幕に限る。）	高さ	表示面積	高さ	表示面積	高さ	表示面積
その他	懸垂幕の上端が外壁の上端から突出しないこと。	一枚につき表示面積が三十平方メートル以下であること。	懸垂幕の上端が外壁の上端から突出しないこと。	一枚につき表示面積が三十平方メートル以下であること。	懸垂幕の上端が外壁の上端から突出しないこと。	一枚につき表示面積が三十平方メートル以下であること。

(3) 自家用広告物以外の広告物等に係る基準

四 外壁を利用する広告物等（懸垂幕を除く。）	高さ	広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。
その他	広告物等が外壁の側端から突出しないこと。	

区分	第一種許可地域		第二種許可地域		第三種許可地域	
	高さ	表示面積	高さ	表示面積	高さ	表示面積
一 屋上に表示され、又は設置される広告物等	許可しないものとする。	許可しないものとする。	屋上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。	一個につき表示面積が五平方メートル以下であること。	屋上から広告物等の上端までの高さが十六メートル以下であること。	一個につき表示面積が五平方メートル以下であること。
二 外壁から突出する広告物等	高さ	表示面積	高さ	表示面積	高さ	表示面積
その他	許可しないものとする。	イ 道標及び案内図は許可しないものとする。 ロ 広告物等が外壁の延長面から突出しないこと。	許可しないものとする。	イ 道標及び案内図は許可しないものとする。 ロ 広告物等が外壁の延長面から突出しないこと。	許可しないものとする。	イ 道標及び案内図は許可しないものとする。 ロ 広告物等が外壁の延長面から突出しないこと。
イ 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。						

四 外壁を利用	三 外壁を利用する広告物等（懸垂幕に限る。）		高さ		許可しないものとする。
	表示面積	高さ	その他	表示面積	
高さ		表示面積		広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。	
表示面積		高さ		□ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては四・五メートル以上、歩道にあつては二・五メートル以上であること。 □ 一個につき一方の表示面積が五平方メートル以下であること。 □ 広告物等が外壁から突出する幅が一・五メートル以下であること。	

一 高さ	区分		(1) 建植する広告物等に係る基準 □ 自家用広告物に係る基準	
	第一種許可地域	第二種許可地域	第一種許可地域	第二種許可地域
高さ	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。		(1) 自家用広告物に係る基準 □ 建植する広告物等に係る基準	
区分	第一種許可地域	第二種許可地域	第一種許可地域	第二種許可地域
表示面積	表示面積が四十平方メートル以下であること。	表示面積が五十平方メートル以下であること。	表示面積が四十平方メートル以下であること。	表示面積が五十平方メートル以下であること。
高さ	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。		(1) 自家用広告物に係る基準 □ 建植する広告物等に係る基準	
表示面積	表示面積が四十平方メートル以下であること。	表示面積が五十平方メートル以下であること。	表示面積が四十平方メートル以下であること。	表示面積が五十平方メートル以下であること。
高さ	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。		(1) 自家用広告物に係る基準 □ 建植する広告物等に係る基準	
表示面積	表示面積が四十平方メートル以下であること。	表示面積が五十平方メートル以下であること。	表示面積が四十平方メートル以下であること。	表示面積が五十平方メートル以下であること。
高さ	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。		(1) 自家用広告物に係る基準 □ 建植する広告物等に係る基準	
表示面積	表示面積が四十平方メートル以下であること。	表示面積が五十平方メートル以下であること。	表示面積が四十平方メートル以下であること。	表示面積が五十平方メートル以下であること。

<p>二 表示面積</p> <p>イ 表示面積が二平方メートル以下であること。</p> <p>ロ 二以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積が二平方メートルに当該広告物等を共同で表示し、又は設置する者の数を乗じて得た面積（十六平方メートルを超える場合）にあっては、十六平方メートル）以下であること。</p> <p>ハ 一の目的地に誘導するために複数の箇所に表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積の合計が十平方メートル以下であること。</p> <p>ニ 一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合にあっては、それぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計が一以下であること。</p>	<p>三 色彩</p> <p>イ 広告物の表示面に使用される色彩のうち、表示面積に対して占める割合が最大である色彩（以下「最大面積色」という。）の明度が二以上であること。</p> <p>ロ 最大面積色の彩度が六（色相がR、Y R又はYの場合）にあっては、八）以下であること。</p>	<p>四 表示し、又は設置する場所</p> <p>誘導のためやむを得ないと認められる場所であること。</p>	<p>五 その他</p> <p>イ ネオン管を使用していないこと。</p> <p>ロ 照明が点滅しないこと。</p>
---	---	--	--

<p>備考</p> <p>一 この表において、色相、明度及び彩度とは、日本工業規格（以下「規格」という。）Z八七二一に定める方法により表示されるものをいう。</p> <p>二 道標又は案内図を一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合におけるそれぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計の計算は、次の式によること。</p> $\frac{A_p}{5.0} + \frac{A_s}{10.0}$ <p>この式において、A_p及びA_sは、それぞれの数値を表すものとする。</p> <p>A_p 禁止地域における表示面積（単位 平方メートル）</p> <p>A_s 許可地域における表示面積（単位 平方メートル）</p> <p>(3) 自家用広告物以外の広告物等（道標及び案内図を除く。）に係る基準</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="858 1182 938 1361">区分</th> <th data-bbox="858 1361 938 1599">第一種許可地域</th> <th data-bbox="858 1599 938 1836">第二種許可地域</th> <th data-bbox="858 1836 938 2078">第三種許可地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="142 1182 858 1361">一 高さ</td> <td data-bbox="142 1361 858 1599">地上から広告物等の上端までの高さが十二メートル（一方の表示面積が二十五平方メートルを超える広告物等）にあっては、五メートル以下であること。</td> <td data-bbox="142 1599 858 1836">地上から広告物等の上端までの高さが十五メートル（一方の表示面積が三十五平方メートルを超える広告物等）及び用途地域内に表示し、又は設置する広告物等で道路法（昭和二十七年法律第八十号）（第二条第一項に規定する道路（以下「道路」という。））からの距離が五メートル以上三十メートル未満の広告物等にあっては、五メートル以下であること。</td> <td data-bbox="142 1836 858 2078">地上から広告物等の上端までの高さが十五メートル（一方の表示面積が三十五平方メートルを超える広告物等）及び道路からの距離が五メートル以上三十メートル未満の広告物等にあっては、五メートル以下であること。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域	一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが十二メートル（一方の表示面積が二十五平方メートルを超える広告物等）にあっては、五メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さが十五メートル（一方の表示面積が三十五平方メートルを超える広告物等）及び用途地域内に表示し、又は設置する広告物等で道路法（昭和二十七年法律第八十号）（第二条第一項に規定する道路（以下「道路」という。））からの距離が五メートル以上三十メートル未満の広告物等にあっては、五メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さが十五メートル（一方の表示面積が三十五平方メートルを超える広告物等）及び道路からの距離が五メートル以上三十メートル未満の広告物等にあっては、五メートル以下であること。
区分	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域						
一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが十二メートル（一方の表示面積が二十五平方メートルを超える広告物等）にあっては、五メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さが十五メートル（一方の表示面積が三十五平方メートルを超える広告物等）及び用途地域内に表示し、又は設置する広告物等で道路法（昭和二十七年法律第八十号）（第二条第一項に規定する道路（以下「道路」という。））からの距離が五メートル以上三十メートル未満の広告物等にあっては、五メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さが十五メートル（一方の表示面積が三十五平方メートルを超える広告物等）及び道路からの距離が五メートル以上三十メートル未満の広告物等にあっては、五メートル以下であること。						

<p>二 表示面積</p>	<p>表示面積が五十平方メートル以下であること。</p>	<p>表示面積が五十平方メートル（用途地内に表示し、又は設置する広告物等で道路からの距離が五メートル以上十五メートル未満の広告物等）にあつては五平方メートル、道路からの距離が十五メートル以上三十メートル未満の広告物等）にあつては十五平方メートル（以下であること。</p>	<p>表示面積が五十平方メートル（道路からの距離が五メートル以上十五メートル未満の広告物等）にあつては五平方メートル、道路からの距離が十五メートル以上三十メートル未満の広告物等）にあつては十平方メートル（以下であること。</p>
<p>三 色彩</p>	<p>イ 最大面積色の明度が二以上であること。 ロ 最大面積色の彩度が六（色相がR、Y R又はYの場合）にあつては、八（以下であること。</p>		
<p>四 表示し、又は設置する場所</p>	<p>イ 道路から展望できる広告物等については、当該道路からの距離が三十メートル以上で、かつ、建植する広告物等の相互間の距離が三十メートル</p>	<p>イ 道路から展望できる広告物等については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (1) 当該道路からの距離が三十メートル（用途地</p>	<p>イ 道路から展望できる広告物等については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (1) 当該道路からの距離が五メートル以上で、か</p>

ル以上であること。
 □ 鉄道、軌道及び索道の用地から展望できる広告物等については、これらの用地からの距離が七十メートル以上で、かつ、建植する広告物等の相互間の距離が五十メートル以上であること。
 域内にあつては五メートル）以上で、かつ、建植する広告物等の相互間の距離が三十メートル（用途地内にあつては、五メートル）以上であること。
 (2) 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第十四号に規定する信号機（以下「信号機」という。）からの距離が三十メートル以上であること。
 □ 鉄道、軌道及び索道の用地から展望できる広告物等については、これらの用地からの距離が七十メートル以上で、かつ、建植する広告物等の相互間の距離が五十メートル以上であること。
 (2) 信号機からの距離が三十メートル以上であること。
 □ 鉄道、軌道及び索道の用地から展望できる広告物等については、これらの用地からの距離が七十メートル以上で、かつ、建植する広告物等の相互間の距離が五十メートル以上であること。

備考 この表において、色相、明度及び彩度とは、規格Z八七二に定める方法により表示されるものをいう。

八 工作物を利用する広告物等に係る基準

区分	第一種許可地域			第二種許可地域			第三種許可地域		
	高さ	表示面積	個数	高さ	表示面積	個数	高さ	表示面積	個数
一 塀又は垣を利用する広告物等	地上から広告物等の上端までの高さが二・五メートル以下であること。	イ 一方方向の表示面積の合計が二十平方メートル以下であること。 ロ 自家用広告物以外の広告物等にあつては、一個につき表示面積が二平方メートル以下であること。	自家用広告物以外の広告物等にあつては、一方方向につき二個以下であること。	同上	同上	同上	同上	同上	同上
二 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（以下「電柱等」という。）に添加する広告物等	地上から広告物等の下端までの高さが二・五メートル以上であること。	イ 縦が一・二メートル以下であること。 ロ 横が〇・四五メートル以下であること。	電柱等一本につき一個であること。	同上	同上	同上	同上	同上	同上
三 電柱等に巻き付ける広告物等	地上から広告物等の下端までの高さが一・二メートル以上であること。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
その他	地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては四・五メートル以上、歩道にあつては二・五メートル以上であること。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
その他	延長線から突出しないこと。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

区分	電柱等一本につき二個以下であること。		
	高さ	表示面積	個数
四 その他の工作物を利用する広告物等	地上から広告物等の上端までの高さが二十メートル以下であること。	イ 一方方向の表示面積の合計が五平方メートル以下であること。 ロ 一の車両、船舶等につき表示面積の合計が十平方メートル以下であること。	電柱等一本につき二個以下であること。
同上	地上から広告物等の上端までの高さが三十メートル以下であること。	同上	同上
同上	地上から広告物等の上端までの高さが四十七メートル以下であること。	同上	同上

二 車両、船舶等を利用する広告物等に係る基準

区分	表示面積
第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域	イ 一方方向の表示面積の合計が五平方メートル以下であること。 ロ 一の車両、船舶等につき表示面積の合計が十平方メートル以下であること。 ハイ及び八にかかわらず、バス及び電車にあつては、一の車両につき表示面積の合計が底部を除く表面積の十分の三以下であること。

ホ 簡易な広告物等に係る基準

区分	高さ	表示面積
第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域	地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては四・五メートル以上、歩道にあつては二・五メートル以上であること。	一枚につき表示面積が三十平方メートル以下であること。

別表第二(第十条関係)

二 アドバル ーン	高さ	地上からアドバルーンの上端までの高さが五十メートル以下であること。
	表示面積	一個につき表示面積が三十平方メートル以下であること。
三 貼紙又は 貼札	表示面積	一枚につき表示面積が一平方メートル以下であること。
四 立看板又 はのぼり、 旗その他こ れらに類す るもの	表示面積	一個につき表示面積が二平方メートル以下であること。

区分	第一種禁止地域	第二種禁止地域
一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが三メートル(塀又は垣を利用する広告物等)あつては、二・五メートル)以下であること。	
二 表示面積	イ 表示面積が一平方メートル以下であること。 ロ 二以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積が一平方メートルに共同で表示し、又は設置する者の数を乗じて得た面積(十平方メートルを超える場合にあっては、十平方メートル)以下であること。 ハ 一の目的地に誘導するために複数の箇所に表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積の合計が五平方メートル以下であること。 ニ 一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合にあっては、それぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計が一以下であること。	

三 色彩	イ 最大面積色の色相がR、Y、Y、GY又はGであること。 ロ 最大面積色の明度が三以上七以下であること。 ハ 最大面積色の彩度が四(色相がR、Y R、Y又はGYの場合)以下であること。 ニ 最大面積色の彩度が六(色相がR、Y R又はYの場合)以下であること。
四 表示し、又は設置する場所	誘導のためやむを得ないと認められる場所であること。
五 その他	イ 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること。 ロ ネオン管を使用していないこと。 ハ 回転灯を使用していないこと。 ニ 照明が点滅しないこと。 ホ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 ヘ 表示の内容が変化するものでないこと。 ト 建築物を利用する広告物等については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (1) 外壁を利用する広告物等であること。 (2) 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。 (3) 広告物等が外壁の側端から突出しないこと。 (4) 一の壁面につき二個以下であること。 チ 塀又は垣を利用する広告物等にあっては、広告物等の側端が塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと。

備考

一 この表において、色相、明度及び彩度とは、規格Z八七二二に定める方法に